

公益財団法人広島県市町村振興協会市町交付金交付規程

平成 25 年 4 月 1 日
規 程 第 10 号
改正 平成 29 年 10 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町に配分する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 市町交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金をもって広島県がこの法人に交付する広島県交付金を財源とする。

(市町への配分基準)

第 3 条 市町交付金の市町への配分については、この法人が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第 4 条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第 5 条 この法人は、市町交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第 6 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 7 条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。